

渋川市建設工事成績評定及び通知公表要領

（目的）

第1条 この要領は、渋川市が執行する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として1件の最終の請負代金額が500万円以上の工事について行うものとする。

（評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

（評定者）

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事の検査員、監督員及び統括職員（工事の執行を総括する者をいう。以下同じ。）とする。

（評定の方法）

第5条 評定を行う工事は、施工体制、施工状況、出来形、出来ばえ及びその他の事項について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、考査項目別運用表に基づき、工事成績採点表（様式第1号）及び細目別評定点採点表（様式第2号）を作成しなければならない。

（評定の時期）

第6条 評定者は、完成検査実施後にそれぞれ評定を行うものとする。

2 事故が発生した場合は、指名停止等の措置が確定してから行うものとする。

（評定結果の通知）

第7条 市長は、評定を行った工事の受注者に、評定結果を工事成績評定通

知書（様式第3号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第8条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正し、その結果を当該工事の受注者に対してすみやかに通知するものとする。

（説明請求）

第9条 前2条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書（様式第4号）により市長に対して評定結果について説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第10条 市長は、前条の規定により説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明書（様式第5号）により回答するものとする。

（再説明請求）

第11条 前条の規定による回答を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、工事成績評定結果に関する再説明請求書（様式第6号）により市長に対して評定結果について再説明を求めることができる。

（再説明請求に対する回答）

第12条 市長は、前条に規定する再説明を求められたときは、渋川市建設工事成績評定評価委員会設置要領に基づき設置する渋川市建設工事成績評定評価委員会の審議を経て、工事成績評定結果に係る再説明書（様式第7号）により回答するものとする。

（評定結果の公表）

第13条 第7条の規定により評定結果を通知したときは、工事成績評定結果表（様式第8号）を閲覧による方法により公表するものとする。

2 公表については自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧場所は、総務部契約管理課とする。

4 閲覧期間は、完成検査時の属する年度及びその翌年度とし、閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。

5 工事成績評定結果表（様式第8号）の保存期間は、5年とする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

（1）渋川市建設工事成績評定要領

（2）渋川市建設工事成績評定通知公表実施要領

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

工 事 成 績 採 点 表

工 事 名		請 負 代 金 額					当初		最終												
路 線 (河 川) 名		工 期																			
工 事 場 所		完 成 年 月 日																			
受 注 者 名		検 査 年 月 日																			
主任 (監 理) 技 術 者		再 検 査 年 月 日																			
評 定 者 考 査 項 目		監 督 員					総 括 職 員					中 間 技 術 検 査 員					完 成 検 査 員				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0						+2.0	+1.0	+0.0	-1.0	-2.0	+2.0	+1.0	+0.0	-1.0	-2.0
	II. 配置技術者	+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0						+2.0	+1.0	+0.0	-1.0	-2.0	+2.0	+1.0	+0.0	-1.0	-2.0
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0						+2.0	+1.0	+0.0	-1.0	-2.0	+2.0	+1.0	+0.0	-1.0	-2.0
	II. 工程管理						+5.0	+2.5	+0.0	-2.5	-5.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0
	III. 安全対策						+5.0	+2.5	+0.0	-2.5	-5.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0
	IV. 対外関係	+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0						+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0						+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	+0.0	-2.5	-5.0						+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0	+3.0	+1.5	+0.0	-1.5	-3.0
	III. 出来ばえ											+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0	+4.0	+2.0	+0.0	-2.0	-4.0
加減点合計(1+2+3)		± 点										± 点					± 点				
評定点(65±加減点合計) ※1		① 点										② 点					③ 点				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																+5~0 ()				
5. 創意工夫	I. 創意工夫																+3~0 ()				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																+2.0	+1.0	+0.0		
加 点 合 計 (4 + 5 + 6)																	④ 点				
7. 評 定 点 計		○中間技術検査があった場合:(① ×0.3+② ×0.35+③ ×0.35+④ ×0.7)= 点																			
		※中間検査が2回以上の場合は平均値 ○中間技術検査がなかった場合:(① ×0.3+③ ×0.7+④ ×0.7)= 点																			
8. 法 令 遵 守 等																					
9. 評 定 点 合 計 ※2		○ 評定点計(. 点) - 8. 法令遵守等(点)= 点																			
所 見 ※3		(監督員)					(総括職員:係長)					中間検査年月日					(完成検査員)				

1 採点は、別紙1及び別紙2に定める考查項目別運用表に基づき行い、別紙3及び別紙4に定める「施工プロセスのチェックリスト」を考慮する。

2 事故が発生した場合は、別紙5「事故が発生した場合の工事成績評定について」によるものとする。

※1 1～3の評定（65点±加減点合計） + 4, 5, 6の評定（加減合計） = 評定点 各評定点（①～③）は小数第1位まで記入する。

※2 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※3 所見は、①の評定点が78点以上又は72点以下のときは監督員及び総括職員それぞれが必ず記入する。③+④の評定点が78点以上又は72点以下のときは完成検査員が記入する。

1 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制等の提出状況	提出時期	修正の有無	計画等の充実度(加点項目 複数選択可)	実施状況(減点項目 複数選択可)	判定基準	
		事前に、工事カルテ、建退共、施工状況報告書、施工体制台帳、施工体系図が提出された。	1	2 該当なし	0 該当なし	0 該当なし	a	7 以上
		工事カルテ、建退共、施工状況報告書、施工体制台帳、施工体系図が一部未提出だった。	-1	0 軽微な修正等があった。	-1 施工体制及び管理体制の計画が万全であった。(責任と権限が明確であった)	2 施工体制に不備があった。	-2	b 3 ～ 6
		工事カルテ、建退共、施工状況報告書、施工体制台帳、施工体系図が半分程度未提出だった。	-2	-1 大幅な修正等があった。	-2 社内検査、品質証明の計画があった。	2 施工体制台帳に不備があった。	-2	c 0 ～ 2
		工事カルテ、建退共、施工状況報告書、施工体制台帳、施工体系図のほとんどが未提出だった。	-3	-2	技能士の活用計画があった。	2 社内検査、品質証明の計画が実施されなかった。または記録がなかった。	-2	d -1 ～ -9
		工事カルテ、建退共、施工状況報告書、施工体制台帳、施工体系図の全てが未提出だった。	-10	-4		作業に必要な有資格者または設計図書で指定した技能士が配置されなかった。	-3	e -10 以下
2. 施工状況	II. 配置技術者(現場代理人等)	工事打合せ書での協議状況	提出時期	修正の有無	設計変更の協議等	技術者の能力(加点項目 複数選択可)	実施状況(減点項目 複数選択可)	判定基準
		全ての協議が、工事打合せ書等の文書により行われていた。	1	2 該当なし	0 技術者が設計内容、設計値、現場を十分把握し、契約約款18条に該当する場合は、資料を添えて監督員に通知した。	2 該当なし	0 該当なし	a 7 以上
		ほとんどの協議が、工事打合せ書等の文書により行われていたが一部されていないかった。または一部口頭協議だった。	-1	0 軽微な修正等があった。	-1 技術者が設計内容、設計値、現場を握し、契約約款18条に該当する場合は、監督員に通知した。	1 技術者の判断が優れており、創意工夫をもって現場の管理に努めた。	2 配置技術者の技術的関与(施工方法、工程計画、安全対策の検討)が全くなかった。	-4 b 3 ～ 6
		工事打合せ書での協議が半分程度であった。または口頭協議だった。	-2	-1 大幅な修正等があった。	-2 該当なし	0 技術提案があり、その内容・効果が顕著であった。	2 配置技術者の技術的関与(施工方法、工程計画、安全対策の検討)が一部なかった。	-2 c 0 ～ 2
		工事打合せ書での協議がほとんどされていないかった。	-10	-2	-2 契約約款18条に該当する事項を、自己判断した。または通知しなかった。	-2	現場代理人以外の者が、現場代理人の職務を行っていた。	-4 d -1 ～ -9
		未提出のため、監督員が提出を求めた。		-4				e -10 以下
		未提出のため、監督員が提出を何度も求めた。		-4				
2. 施工状況	I. 施工管理	(総合)施工計画書の提出時期	工種別施工計画書の提出時期	施工計画書の内容	修正の有無	計画等の充実度(加点項目 複数選択可)	実施状況(減点項目 複数選択可)	判定基準
		1か月以内の提出	2 該当無し	0 未提出または本体工事完了後の提出	0 未提出	0 該当なし、または未提出	0 該当なし、または未提出	0 a 8 以上
		1か月を超えたが本体工事施工前の提出	1 該当工種着手前に全て提出された。	2 設計図書を反映したものとなっており、必要事項が全て詳細に記載されていた。	2 修正等がなかった。	2 施工方法、品質管理基準、段階確認(立会い)計画の記載があり詳細であった。	2 施工計画書で示した項目が一部実践されなかった。	-1 b 6 ～ 7
		1か月を超え、監督員の指示(口頭を含む)による提出	-1 該当工種着手前に、ほぼ提出された。	1 設計図書を反映したものとなっており、必要事項が全て記載されていた。	1 軽微な修正等があった。	-1 安全対策が詳細に計画されおり、それを反映した仮設計計画図等の添付があった。	2 施工計画書で示した項目がほとんど実践されなかった。	-2 c 0 ～ 5
		未提出または本体工事着手後の提出	-4 該当工種着手後の提出、又は一部未提出	-2 一般的な工事に共通する事項が記載されていた施工計画書。	0 大幅な修正等があった。	-2 有資格作業等の配置計画の記載が詳細であった。	2 立会、段階確認、材料検査の記録、体制に一部不備があった。	-1 d -1 ～ -7
		未提出または本体工事完了後の提出	-10 未提出	-4 記載事項の漏れがあった。または、本工事外の記載があった。	-1		立会、段階確認、材料検査の記録、体制に著しく不備があった。	-2 e -8 以下

Ⅱ. 工程管理 (統括職員)	計画(実施)工程表の提出時期	修正の有無	月別工程表(実施済み)工程表	立会い・段階確認状況	工程管理の充実度 (加点項目 複数選択可)	実施状況 (減点項目 複数選択可)	判定基準	
	1か月以内の提出	2 未提出または本体工事完了後の提出	0 毎月、適切な提出した。(協議により、不要とした月は除く)	1 必要な全ての立会い・段階確認を適切な時期に受けた。	2 不稼働日数を考慮した余裕のある工程計画だった。	2 計画(実施)工程表で定めた、本体工事の着手に1か月以上遅れた。	-4 a	12 以上
	1か月を超えたが本体工事着手前の提出	1 修正等がなかった。	2 提出が遅れた又は一部未提出	-1 必要な立会い・段階確認が一部不足していた。	-1 工種別、路線別等、詳細項目の記載のある工程計画だった。	2 計画(実施)工程表で定めた、本体工事の着手に数週間遅れた。	-2 b	8 ～ 11
	1か月を超え、監督員の指示(口頭を含む)による提出。	-1 軽微な修正等があった。	-1 提出の大幅な遅れ又は未提出又	-2 必要な立会い・段階確認が大幅に不足していた。	-2 他工事等の影響がある場合、その記載のある工程計画だった。	2 工期内に完成できなかった。	-4 c	0 ～ 7
	本体工事着手後の提出	-4 大幅な修正等があった。	-2		計画(実施)工程表に段階確認(立会確認)の記載があった。	2 計画(実施)工程表で定めた、本体工事の完了が遅れた。	-2 d	-1 ～ -9
	未提出または本体工事完了後の提出	-10			計画どおりの実施、又は早期の実施であった。	2 実際の施工が工程表とかけ離れていた。	-2 e	-10 以下
					週休2日の取組を実践した。	2		
Ⅲ. 安全対策 (統括職員)	安全管理の計画	安全管理の実施	作業主任者の選任・職務状況	有資格作業	安全管理の充実度 (加点項目 複数選択可)	実施状況 (減点項目 複数選択可)	判定基準	
	施工計画書等に、本工事固有の安全管理項目(安全管理組織、安全対策、仮設計画図等)が詳細に記載されていた。	2 安全管理を計画通りに実施し、記録も十分なものだった。また安全に関する法令を遵守していた。	2 該当無し	0 該当無し	0 日常的に、朝礼、KYが実施されており、記録も十分に残っていた。	2 次のいずれかに該当 ○作業主任者の選任がされていない。 ○作業主任者の氏名、職務が現場に揭示されていないかった。 ○作業主任者が職務を果たさなかった。	-2 a	12 以上
	施工計画書等に、一般的な安全管理項目(安全管理組織、安全対策、仮設計画図等)が記載されていた。	1 安全管理をほぼ計画通りに実施し、記録もあった。また安全に関する法令を遵守していた。	1 必要な全ての作業主任者の選任がされており、氏名・職務が現場に揭示されていた。また記録も整備されていた。	2 有資格作業において、有資格者が作業していており記録も整備されていた。	2 新規入場教育の内容が、当該工事の特性を反映したものであった。	2 車両系建設機械の作業範囲に作業者が入っていた。	-2 b	8 ～ 11
	施工計画書等の安全管理項目(安全管理組織、安全対策等)について、記載があった。	0 安全管理の記録があり、安全に関する法令を遵守していた。	0 必要な全ての作業主任者の選任がされており、氏名・職務が現場に揭示されていた。	1 有資格作業において、有資格者が作業していた。	1 過積載防止の取組が具体的に計画されており、実践した記録も残っていた。	2 高さまたは深さ2m以上の開口部、作業床に85cm以上の手すりを付なかった。	-2 c	0 ～ 7
	施工計画書等の安全管理項目(安全管理組織、安全対策等)について、一部不足していた。	-1 安全管理の記録がない。または安全に関する法令が一部遵守されていないかった。	-2 必要な全ての作業主任者の選任が一部不足していた。または氏名・職務が現場に揭示されていないかった。	-1 有資格作業において、一部無資格者が作業していた。	-2 歩行者等に対し、歩行者通路の確保または誘導員による誘導等により安全を確保した。	2 土留めに隙間があった。または、必要な腹起こしがなかった。	-2 d	-1 ～ -7
	施工計画書等の安全管理項目について、大幅に不足または記載がなかった。	-10 安全管理の記録がなく、安全に関する法令が遵守されていないかった。	-4 必要な作業主任者の選任がされていなかった。	-2 有資格作業において、部無資格者が作業していた。	-3	その他、安全衛生規則の違反があった	-2 e	-8 以下
Ⅳ. 対外関係	充実度(加点項目 複数選択可)	実施状況 (減点項目 複数選択可)					判定基準	
							a	6 以上
	自ら積極的に関連工事、対外関係の調整に協力し、工事の円滑な進捗に寄与した。	2 対外調整又は周辺環境対策への配慮が悪く、第三者からの苦情があった。	-2				b	4 ～ 5
	工事内容を、工事看板等により地域住民や歩行者等に分かりやすく周知した。	2 関連工事の調整に非協力的であった。	-2				c	0 ～ 3
	工事内容を、回覧板等により地域住民に分かりやすく周知した。	2 対外関係者との調整が不足しており、工程に問題が生じた。	-2				d	-1 ～ -5
	該当なし	0 該当なし	0				e	-6 以下

3. 出来形 及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	出来形(段階確認)の立会い状況	出来形(段階確認)の提出状況	出来形(段階確認)確認状況	出来形管理表の提出状況	充実度 (加点項目 複数選択可)	実施状況 (減点項目 複数選択可)	判定基準	
		監督員に出来形管理表を提出し、監督員の全数確認を受けた。	1 提出期限(現場説明書記載)より以前の提出	2 全ての出来形が設計値を満たしていた。	1 全ての出来形が、出来形管理表で提出され、見やすく整理されていた。	2 出来形管理に対して独自の工夫があった。	2 承諾図、施工図等が設計図書の規格を満たしていなかった。	-2 a	10 以上
		監督員に出来形管理表を提出したが、管理表が一部不足していた。または監督員の確認を一部受けなかった。	0 提出期限(現場説明書記載)の提出	1 一部の出来形が設計値を満たしていなかった。	0 全ての出来形が、出来形管理表で提出されていた。	1 承諾図、施工図等(監督員が不用としたものは除く)が全て提出され、設計図書を満足していた。	2 工事写真、施工記録が不足し、出来形が確認出来なかった。	-2 b	7 ～ 9
		監督員に出来形管理表を提出していなかった。または監督員の確認を受けなかった。	-2 提出期限(現場説明書記載)から遅れての提出(工期内)	-1 多数の出来形が設計値を満たしていなかった。	-1 一部の出来形管理表が未提出であった。	-1 施工計画書等で出来形の管理基準を設定していた。	2 提出すべき承諾図、施工図等が一部未提出だった。または遅れた	-1 c	0 ～ 6
		該当なし	0 完成期日を過ぎての提出、または未提出	-4 該当なし	0 ほとんど、または全ての出来形管理表が未提出であった。	-2 出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認でき、施工精度が高かった。	2 提出すべき承諾図、施工図等がほぼ未提出だった。または大幅に遅れた	-2 d	-1 ～ -5
			該当なし	0	該当なし	0 出来形が規格値を満たしており、ばらつきが少なかった。	2	e	-6 以下
						出来形が規格値を満たしているが、ばらつきが多かった。	1		
						不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できた。	2		
	Ⅱ. 品質	品質証明書類等の状況	品質の状況	施工写真の記録状況	社内検査の実施	アンカーボルトの管理	締め付け(トルク)管理、溶接管理	a	8 以上
		必要とされる品質証明書、試験結果等の書類が全て提出されていた。	2 全ての材料・製品の品質が、設計図書を十分に満足していた。	2 施工段階、完了時の写真等の記録が十分なものであった。	2 社内検査が実施され、検査内容も多岐にわたり効果的なものであった。また、記録も整理されていた。	2 建築設備耐震設計・施工指針に基づきボルトの選定、施工図が作成され、施工状況も良好であった。また記録も整備されていた。	2 フランジ等のボルト締め付け又は溶接において、管理値(管理項目)を設定し、適切に施工した。また、施工状況も良好で記録が整備されていた。	2 b	6 ～ 7
		必要とされる品質証明書、試験結果等の書類が一部不足していたが概ね提出されていた。	-1 全ての材料・製品の品質が、設計図書を概ね満足していた。	1 施工段階、完了時の写真等の記録が概ね良好だった。	1 社内検査が実施され、適切な検査が実施されていた。また、記録も整理されていた。	1 建築設備耐震設計・施工指針に基づきボルトの選定され、施工状況も良好であった。	1 フランジ等のボルト締め付け又は溶接において、適切に施工した。また、施工状況も良好であった。	1 c	0 ～ 5
		必要とされる品質証明書、試験結果等の書類が不足していた。	-2 一部の材料・製品の品質が、設計図書の規格を満たしていなかった。	-1 施工段階、完了時の写真等の記録が一部不足していた。	-1 社内検査が実施されていたが、内容に不備があった。	-1 アンカーボルトの施工管理がされていなかった。	-2 フランジ等のボルト締め付け又は溶接において、施工状況が不良だった。	-2 d	-1 ～ -7
		該当なし	0 材料・製品の品質が、設計図書を満足しておらず、修補が必要となった。	-4 施工段階、完了時の写真等の記録が大幅に不足していた。	-2 該当なし	0 該当なし	0 該当なし	0 e	-8 以下

契約管理番号

工事名

(検査員)

評価項目	細目	判定	a(全ての項目に該当)	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般		【全工事共通】 ・適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されており、施工体制及び管理体制が万全であった。 ・社内検査を実施し、品質証明に係る体制が有効に機能していた。 ・提出時期が適切であった。 【営繕、その他】 技能士等の国家資格者を配置し、優良な施工に努めた。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	【全工事共通】 ・施工体制台帳、施工体系図、施工体制に一部不備、訂正があった。 ・提出時期が一部遅れた。 【営繕、その他】 設計図書等で指定された技能士等の資格者を一部配置していなかった。	【全工事共通】 ・施工体制台帳、施工体系図、施工体制に著しい不備、訂正があった。 ・提出時期に問題があった。提出していなかった。 ・無資格者施工による法令違反があった。 【営繕、その他】 設計図書等で指定された技能士等の資格者を全て配置していなかった。
	II 配置技術者(現場代理人等)		・技術者、現場代理人の職務が適切に執行されており、現場の運営、取締りが万全であった。 ・技術者の判断が優れており、創意工夫をもって現場の管理に努めた。 ・必要な協議が、必要な時期に工事打合書等の文書により適切に行われ、かつ整理されていた。 ・技術提案があり、その内容・効果が顕著であった。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	・現場代理人又は主任(監理)技術者の職務執行が不適切であった。 ・工事打合書等の文書の提出の遅れ又は一部不足していた。 ・工事打合書等の文書に一部不備があった。	・技術者、現場代理人の職務執行が著しく不適切であった。 ・工事打合書等の文書が著しく不足していた。 ・工事打合書等の文書に著しく不備があった。
2. 施工状況	I. 施工管理		【全工事共通】 ・施工計画書を事前に提出し、その内容も修正、不足のないものであった。また、その工事特有のものとなっており、施工管理計画、品質管理計画、段階確認計画、安全管理計画等が詳細に記載されていた。 ・施工管理に関する独自の工夫が見られ、良質な施工への反映が顕著であった。 ・施工状況等、工事写真の記録が万全であった。 【営繕、その他】 ・工種別施工計画書、施工要領書等不足なく提出していた。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	【全工事共通】 ・施工計画書の提出時期又は内容に一部不備、訂正があった。 ・工事材料の検査義務、監督員の段階確認、工事記録の整備等に一部不備があった。 ・施工状況等の工事写真に一部不備があった。 【営繕、その他】 ・工種別施工計画書、施工要領書等が一部不足していた。	【全工事共通】 ・施工計画書の提出時期又は内容に著しい不備、訂正があった。 ・工事材料の検査義務、監督員の段階確認、工事記録等に著しい不備があった。 ・施工状況等の工事写真に著しく不備があった。 【営繕、その他】 ・提出すべき工種別施工計画書、施工要領書等を提出していなかった。
	II. 工程管理		・実際の計画を示した詳細な計画工程表(営繕系は実施工程表)を本体工事着手前に提出し、月(週)毎の実施工程表による適切な工程管理を行った。 ・工期の短縮につとめ、早期の完成引渡しとなった。 ・条件変更等、工期を延期すべき理由があったにもかかわらず契約工期内に工事を完成させた。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	・計画工程表(営繕系は実施工程表)の提出時期、内容に一部不備があった。 ・工程管理が適切に実施されていなかった。	・計画工程表(営繕系は実施工程表)の提出時期、内容に著しく不備があった。 ・工程管理が適切に実施されず、工期内に完成しなかった。
	III・安全対策		・労働者、第三者等を含めた安全計画を事前に立て、その内容も十分に安全が確保できる内容であった。また、計画通りに安全対策を実施し、十分に機能していた。 ・作業主任者を選任する作業では、作業主任者の専任及び職務を掲示し、作業主任者が直接指揮、監視を行っていた。 ・安全活動等の記録が、十分に整理されていた。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	・作業主任者を選任、作業主任者の責務に一部不備があった。 ・安全管理体制に一部不備があった。	・作業主任者を選任、作業主任者の責務に不備があり、施工状況も危険であった。 ・安全管理体制に重大な不備があった。
	IV. 対外関係		・対外調整に関して自ら積極的に対応し、良好な解決に努めた。 ・自ら積極的に関連工事の調整に協力し、工事の円滑な進捗に寄与した。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	・対外調整又は周辺環境対策への配慮が悪く、第三者からの苦情があった。	・対外調整又は周辺環境対策への配慮が悪く、第三者からの苦情が多発した。 ・関連工事の調整に非協力的であった。

工事名

(検査員)

評価項目	細目	判定	a(全ての項目に該当)	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		【土木】 出来形が規格値を満たしており、ばらつきが少ない。また、出来形管理に対して独自の工夫があり、他の規範となる。(ばらつきが規格値の概ね50%以内) 【営繕、その他】 ・承諾図、施工図等(監督員が不用としたものは除く)が全て提出され、設計図書を満足している。 ・施工計画書等で出来形の管理基準を設定している。 ・出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認でき、施工の精度が高い。 ・不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。	aに至らないがaに近い場合 (ばらつきが規格値の概ね80%以内)	概ね良好の場合	【全工事共通】 出来形不足が一部あった。 ・工事写真、施工記録が一部不足していた。 【営繕、その他】 ・承諾図、施工図等が一部未提出だった。	【全工事共通】 ・出来形不足が顕著であり、対処が必要となった。 ・工事の施工部分が設計図書に適合しなかった。 ・工事写真、施工記録が著しく不足していた。 【営繕、その他】 ・承諾図、施工図等ほぼ未提出であった。
	II. 品質		【土木】 品質が規格値を満たしており、ばらつきが少ない。また、品質管理に対して独自の工夫があり、他の規範となる。(ばらつきが規格値の概ね50%以内) 【営繕、その他】 ・材料・製品の品質が、承認図等により確認でき、施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法も適切で設計図書を満足していた。	aに至らないがaに近い場合 (ばらつきが規格値の概ね80%以内)	概ね良好の場合	【全工事共通】 ・設計図書で要求している品質を一部満たしていなかった。 ・品質に一部問題があった。 ・品質を証明する書類が不適切だった。 ・承認図、品質証明等が一部不足していた。	【全工事共通】 ・設計図書で要求している品質を満たしておらず、是正が必要となった。
	III. 出来ばえ	上水道工事 下水道工事	・管路の接合部がきめ細かく施工され漏水がなく、仕上げ又は通りが特によい。 ・構造物の端部処理や舗装復旧の仕上がりが的確にできしており、全体的な美観が特に優れている。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	仕上げ、出来ばえに一部問題があった。	仕上げ、出来ばえが悪く手直しが必要となった。
		植栽工事	・植栽バランスが特に良く、樹木の枝葉若しくは草本類の発芽状況又は植姿の状態が良く、品質規格がそろっている。 ・支柱の結束、アンカー等が的確であり、木草本の活着状況が良好である。 ・全体的な美観が特に優れている。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	・木草本の発芽状況又は植姿の状態が多少悪い。	・木草本の発芽状況又は植姿の状態が悪く是正が必要になった。
		舗装工事	・雨水処理又は構造物への擦り付けがきめ細かく施工されている。 ・舗装の平坦性が良く、全体的な美観が特に優れている。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	仕上げ、出来ばえに一部問題があった。	仕上げ、出来ばえが悪く手直しが必要となった。
		道路改良、コンクリート構造、その他土木系工事	構造物の仕上げが特に良く、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等がきめ細かく施工され、全体的な美観が特に優れている。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	仕上げ、出来ばえに一部問題があった。	仕上げ、出来ばえが悪く手直しが必要となった。

工事名

(検査員)

評価項目	細目		判定	a(全ての項目に該当)	b	c	d	e
3. 出来形及び品質	Ⅲ. 出来ばえ	建築工事		・構造物の仕上げが特に良く、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等がきめ細かく施工され、全体的な美観が特に優れている。 ・建具の動作状況が良好である。 ・関連工事との取り合いも良く、創意工夫が見られる。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	仕上げ、出来ばえに一部問題があった。	仕上げ、出来ばえが悪く手直しが必要となった。
		電気設備工事 通信設備工事		・配管配線が整然と安全確実に施工され、配線器具、機器、盤類等の配置にきめ細かな配慮がなされている。 ・機能性、安全性、保守性等に対する配慮が特に良い。 ・関連工事との取り合いが良く、創意工夫が見られる。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	仕上げ、出来ばえに一部問題があった。	仕上げ、出来ばえが悪く手直しが必要となった。
		機械設備工事 空調設備工事		・機器、配管、ダクト等の納まり及び関連工事とのバランスが良く、総合調整がなされ、機能が十分発揮されている。 ・機器、システムの点検、操作、維持管理に対する配慮が特に良く、均一な仕上がりである。	aに至らないがaに近い場合	概ね良好の場合	仕上げ、出来ばえに一部問題があった。	仕上げ、出来ばえが悪く手直しが必要となった。

4. 工事特性	右記の施工環境・施工条件4項目に応じて0点から5点までを加点する。		・影響の大きな施設構造物に近接して施工する工事(例: 近接工事に伴う対策を行った工事) ・交通規制又は占用物件の移設を伴う工事(例: 大規模な現道切回しを行った工事、住宅・商店密集地等で行った工事、又は物件移設が工事の進捗に多大な影響を与えた工事) ・環境対策が必要な工事(例: 大気汚染、水質汚濁、騒音振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭対策等が必要で他の機関又は地元等との協議が必要となった工事) ・地形、地質、工法その他施工上の特殊な技術的条件が必要な工事(例: 急峻又は地滑地形で施工が困難な工事、施工事例の少ない特殊工事、高度な新技術を要する施工が主体の工事、軟弱地盤や狭い施工ヤード等条件の悪い工事、河川上若しくは湖上での工事又は交通量の多い夜間工事)
---------	-----------------------------------	--	--

5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ☐ NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合 ☐ NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他(理由:) 評 定 点 ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2. 評価は各項目において■が付されれば1で評価し、最大3点の加点評価とする。 ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、工事特性との二重評価は行わない。 ※4. 4. 高度技術」との二重評価はしない。
---------	---------	--

評価項目	細目	判定	a	b	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		3項目以上に該当する。 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は救援活動への積極的な協力を行った。	1項目又は2項目に該当する。 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は救援活動への積極的な協力を行った。	該当なし

8. 法令遵守等

法令違反、指名停止の確認表（該当項目は■）

	減点項目	項 目
☐	0点	該当なし
☐	－20点	指名停止3ヶ月以上
☐	－13点	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
☐	－10点	指名停止2週間以上1ヶ月未満
☐	－8点	文書注意
☐	－5点	口頭注意
☐	－3点	工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
☐	－2点	過積載、無資格作業等の法令違反が複数あった。
☐	－1点	過積載、無資格作業等の法令違反があった。

減点項目が複数あった場合は、加算ではなく減点が大いものを採用する。

課 名：

監督員名：

1 工 事 名 :

2 当初工期：令和 年 月 日～令和 年 月 日 (変更工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日)

3 受 注 者 名 :

- ① 「施工プロセス」のチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを専任監督員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類又は現場等で確認した月日、及びその内容が適当であれば□にチェックをし、内容に問題があるときは備考欄に指示事項又は正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。

(1/3)

[illegible]

(2/3)

[illegible]

「施工プロセス」チェックリスト(土木工事)

契約管理番号：

$$(3/3)$$
[illegible]

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

契約管理番号：

1 工事名：

2 当初工期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 受注者名：

(変更工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日)

課名：

監督員名：

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを担当監督員が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

(1/3)

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考 (指示事項及びその是正状 況等)	
				着手前	施 工 中(チェックの目安を参考に適宜チェック欄を作成のこと。)						完成時		
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 一 般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されているか (施工計画書提出時)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
		○建設業退職金共済制 度	・掛金収納書を契約締結後1か月以内に提出したか (契約後、増額変更後)	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理しているか (施工中適宜)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示しているか (施工中1回程度)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示しているか (施工中1回程度)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置しているか(全ての下請業者を含む) (施工中1回程度)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工状況報告書を契約締結後、1か月以内に提出したか	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出したか (施工時の当初、変更時)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付しているか (施工時の当初、変更時)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げているか (施工時の当初、変更時)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・施工体系図又は下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業しているか (施工時 1回／月程度)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-	
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与しているか(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)	-	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	(☐) ☐	-

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

契 約 管 理 番 号 :

(2/3)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備 考 (指示事項及びその是正状 況等)
				着手前	施 工 中(チェックの目安を参考に適宜チェック欄を作成のこと。)						完成時	
1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ／ 監 理 技 術 者 ／ 主 任 技 術 者	○工事実績情報	・事前に専任監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を提出したか (契約後、変更後、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○現場代理人	・現場に常駐しているか (施工中 1回／月程度)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
			・専任監督員への通知、報告、申出等を書面で行っているか (施工中適宜)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できるか (着手前)	(/) □	-	-	-	-	-	-	-	
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であったか (着手前)	(/) □	-	-	-	-	-	-	-	
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任しているか(専任義務は建築一式工事9,000万円以上、その他工事4,500万円以上) (施工中 1回／月程度)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていたか (施工中、打合せ時)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置しているか (施工計画時、施工中適宜)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置しているか (施工計画時、施工中適宜)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○約款第18条 該当事項の処理	・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けたか (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
			・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出したか (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	
		○施工計画書	・記載内容と現場施工方法が一致しているか (施工中適宜)	-	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	-	

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

契 約 管 理 番 号 :

(3/3)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施 工 中(チェックの目安を参考に適宜チェック欄を作成のこと。)						完成時		
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされているか (施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
			・出来形、品質管理 (施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、専任監督員に提示したか (施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出したか (施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
		○指定建設機械類	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型)を使用しているか (施工時1回程度)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
	II 工 程 管 理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出したか (着手前、施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っているか (施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
	III 安 全 対 策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録があるか(必要に応じ、以下の内容をチェックする) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録があるか(必要に応じ、下記の内容をチェックする) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑥安全通路の確保、落下物の防止等(施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・安全パトロールの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録があるか (施工中適宜)	-	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
IV 対 外 関 係	IV 対 外 関 係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録があるか(必要に応じ、下記の内容をチェックする) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	
				(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	-	

別紙 5

事故が発生した場合の工事成績評価について

事故が発生した場合は、工事成績採点表【2. 施工状況Ⅲ. 安全対策】の評価を総括職員・検査員のそれぞれが次の基準で行う。評価時期は指名停止等の措置が確定してから行う。

- (1) 死亡事故が発生した工事・・・・・・・・・・評価 e
- (2) 事故により指名停止 2 ヶ月以上の工事・・・・・・・・・・評価 e
- (3) 事故により口頭注意以上、指名停止 2 ヶ月未満の工事・・・・・・・・評価 d

細目別評定点採点表

工 事 名：

契約管理番号：

項目	細別	①監督員+総括職員	②中間技術検査員	③完成検査員	細目別 評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 2.6点
	II. 配置技術者	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 2.6点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 2.6点
	II. 工程管理	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 3.6点
	III. 安全対策	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 3.6点
	IV. 対外関係	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 3.3点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 3.3点
	II. 品質	() × 0.3 = 点	() × 0.7 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 3.6点
	III. 出来ばえ		() × 1 = 点	() × 0.7 = 点	点 / 2.8点
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応			() × 0.7 = 点	点 / 3.5点
5. 創意工夫	I. 創意工夫			() × 0.7 = 点	点 / 2.1点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			() × 0.7 = 点	点 / 1.4点
7. 法令遵守等				() × 1.0 = 点	点
加減点合計					点 / 35.0点
評定点合計 (加減点合計+65点)					点 / 100.0点

※中間技術検査があった場合 項目1～3の細目別評定点は(①+②×0.5+③×0.5)とする。(中間が2回以上の場合は②を平均する)

中間技術検査がなかった場合 細目別評定点は(①+③)

※得点割合は、細目評定点に対する得点の割合を百分率で示す。

様式第3号

年 月 日

様

渋川市長

印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、渋川市建設工事成績評定及び通知公表要領に基づき評定結果を通知します。

記

1 工 事 名

(契約番号：)

2 工 期

年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成検査年月日

年 月 日

4 成績評定

点

項目別評定点は、別表1のとおり

5 説明請求

評定結果に疑問があるときは、この書面の通知を受けた日の翌日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、様式第4号により説明を求めることができます。

6 送付先及び問合せ先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

渋川市役所総務部契約管理課

TEL 0279-22-2111

別表 1

項目別評定点

工 事 名：

契約管理番号：

評 価 項 目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 7. 4 点
	II. 配置技術者	／ 7. 4 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 7. 4 点
	II. 工程管理	／ 8. 4 点
	III. 安全対策	／ 8. 4 点
	IV. 対外関係	／ 8. 1 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 8. 1 点
	II. 品質	／ 8. 4 点
	III. 出来ばえ	／ 10. 8 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 11. 0 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 7. 8 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 6. 8 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／ 100 点

様式第4号

年 月 日

(あて先) 渋川市長

受注者

工事成績評定結果に関する説明請求書

次の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 説明を請求する理由

注 押印を省略する場合は、以下に発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)

様式第 5 号

第 年 月 日 号

様

渋川市長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明をもとめられました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 工事名
(契約管理番号：)

2 疑問に対する回答

3 再説明の請求

この説明書に疑問があるときは、この説明書を受け取った日の翌日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以内に、様式第6号により、再説明を求めることができます。再説明の請求に対しては、渋川市工事成績評定評価委員会の審議を経て、書面により回答します。

4 送付先及び問合せ先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
渋川市役所総務部契約管理課
TEL 0279-22-2111

年 月 日

(あて先) 渋川市長

受注者

工事成績評定結果に関する再説明請求書

次の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 説明を請求する理由

注 押印を省略する場合は、以下に発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)

様式第7号

第 号
年 月 日

様

渋川市長

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明をもとめられました評定内容について、審議の結果、下記のとおり回答します。

記

1 工事名
(契約管理番号：)

2 疑問に対する回答

様式第 8 号

工事成績評定結果表

工 事 名	
工 事 場 所	
工事完成年月日	
受 注 者	
評 点	